第53号 受付 30.4.10 小郡三井医師会

福県医発第１０７号（地）
平成３０年　４月１０日

各　医　師　会　長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長　松田　峻一良
（公　印　省　略）

日医医賠責特約保険
介護医療院創設に係わる事務取扱について

日医医賠責特約保険の取扱い手続等につきましては、日頃より多大なご尽力を賜りくお礼申しあげます。

さて平成 30 年４月１日より創設される「介護医療院」につきましては、日医医賠特約保険の「対象補償施設」とする旨、福県医発第 106 号（地）にてご連絡申し上げました。

今般、その事務取扱につきまして別紙のとおり日本医師会より連絡がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

１．取扱いの原則

設立された介護医療院の定員が 19 名以下の場合は診療所、20 名以上の場合は病院と同じ取扱いとし、同じ掛金を適用する。

２．具体的な取扱い

（１）　特約保険加入済の医療施設（病院）　の一部病床を転換し介護医療院を設立した場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　変更手続依頼書(表紙ピンク)
記載要領	①設立された介護医療院の内容を「補償対象の医療施設(その 1) 」欄に記載(施設名称、施設種類、定員数、開設者区分) ②一部転換による変更後の病床数(および施設名称、施設種類、開 設者区分)を「補償対象の医療施設(その２)」欄に記載 この時、変更後の病床数が 19 床以下となるときは「医療施設の種類」を有床診療所に変更

小郡三井医師会より

医事調停担当理事　淡河喜雄
会長　白石恒明

掛金の適用	①転換後の病院と介護医療院がともに「20 床・名以上」の場合、双方の合算数字を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ② 病院と介護医療院のいずれかのみが「20 床・名以上」となった場合、「20 床・名以上」となった方の数字のみを「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ③ 病院と介護医療院の双方とも「19 床・名以下」となった場合、診療所の掛金を適用する

（２） 特約保険加入済の医療施設（有床診療所） の一部病床を転換し介護医療院を設立した場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　変更手続依頼書(表紙ピンク)
記載要領	設立された介護医療院の内容を「補償対象の医療施設(その 1) 」 欄 に記載(施設名称、施設種類、開設者区分) ※増設などにより介護医療院の定員が 20 名以上となった場合は、上記に加え「定員数」を記載
掛金の適用	①介護医療院、診療所の病床数や定員が「19 床・名以下」の場合、診療所の掛金を適用する(掛金の変更なし) ②増設などにより介護医療院の定員が 20 名以上となった場合は、定員数を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する

（３）特約保険未加入の会員が介護医療院を設立し、特約保険に加入する場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　加入・脱退手続依頼書(表紙みどり)
記載要領	①補償の対象とする介護医療院の内容を「補償対象の医療施設(その１)」欄に記載(施設名称、施設種類、定員数、開設者区分) ②他に補償対象とする医療施設がある場合は、その内容を「補償対象の医療施設(その２)」欄に記載
掛金の適用	①補償対象の医療施設がいずれも「19 床・名以下」の場合、診療所の掛金を適用する ②補償対象の医療施設のいずれかひとつが「20 床・名以上」である場、「20 床・名以上」となった方の数字のみを「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ③補償対象の医療施設の２つ以上が「20 床・名以上」である場合、その合算数字を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する

３．使用帳票について

（１）新しい帳票につきましては「介護医療院の新設」に対応しております。

（４月４日　県医発送）

（２）介護医療院に関わらない加入・脱退、変更につきましては従来の帳票も使用できます。
（３）介護医療院に関する変更や加入につきましては、今回お送りする帳票をご使用願います。

（医責２９５）
平成３０年３月２３日

都道府県医師会
医事紛争担当理事　殿

日 本 医 師 会
常任理事　市川　朝洋

日医医賠責特約保険
介護医療院創設に係わる事務取扱について

日医医賠責特約保険の取扱い手続等につきましては、日頃より多大なご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて平成30年4月1日より創設される「介護医療院」につきましては、日医医賠責特約保険の「対象補償施設」とする旨、日医発第１１３９号にてご連絡申し上げましたが、その事務取扱につきまして下記の通りご連絡申し上げますので、ご周知のほど宜しくお願い申し上げます。

記

１．　取扱いの原則

設立された介護医療院の定員が１９名以下の場合は診療所、２０名以上の場合は病院と同じ取扱いとし、同じ掛金を適用する。

２．　具体的な取扱い

（１）特約保険加入済の医療施設（病院）の一部病床を転換し介護医療院を設立した場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　変更手続依頼書（表紙ピンク）
記載要領	① 設立された介護医療院の内容を「補償対象の医療施設（その１）」欄に記載（施設名称、施設種類、定員数、開設者区分） ② 一部転換による変更後の病床数（および施設名称、施設種類、開設者区分）を「補償対象の医療施設（その２）」欄に記載。 この時、変更後の病床数が19床以下となるときは「医療施設の種類」を有床診療所に変更
掛金の適用	① 転換後の病院と介護医療院がともに「20床･名以上」の場合、双方の合算数字を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ② 病院と介護医療院のいずれかのみが「20床･名以上」となった場合、「20床･名以上」となった方の数字のみを「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ③ 病院と介護医療院の双方とも「19床･名以下」となった場合、診療所の掛金を適用する

（２）特約保険加入済の医療施設（有床診療所）の一部病床を転換し介護医療院を設立した場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　変更手続依頼書（表紙ピンク）
記載要領	設立された介護医療院の内容を「補償対象の医療施設（その１）」欄に記載（施設名称、施設種類、開設者区分） ※増設などにより介護医療院の定員が 20 名以上となった場合は、上記に加え「定員数」を記載
掛金の適用	① 介護医療院、診療所の病床数や定員が「19 床･名以下」の場合、診療所の掛金を適用する（掛金の変更なし） ② 増設などにより介護医療院の定員が 20 名以上となった場合は、定員数を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する

（３）特約保険未加入の会員が介護医療院を設立し、特約保険に加入する場合

使用帳票	日医医賠責特約保険　加入･脱退手続依頼書（表紙みどり）
記載要領	① 補償の対象とする介護医療院の内容を「補償対象の医療施設（その１）」欄に記載（施設名称、施設種類、定員数、開設者区分） ② 他に補償対象とする医療施設がある場合は、その内容を「補償対象の医療施設（その２）」欄に記載
掛金の適用	① 補償対象の医療施設がいずれも「19 床･名以下」の場合、診療所の掛金を適用する ② 補償対象の医療施設のいずれかひとつが「20 床･名以上」である場合、「20 床･名以上」となった方の数字のみを「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する ④ 補償対象の医療施設の２つ以上が「20 床･名以上」である場合、その合算数字を「病院の病床数」に当てはめて掛金を適用する

３．　使用帳票について

（１）　現在作成中の帳票につきましては「介護医療院の新設」に対応しております（３月１６日　日医発送予定）

（２）　介護医療院に関わらない加入･脱退、変更につきましては従来の帳票も使用できます。

（３）　介護医療院に関する変更や加入につきましては、今回お送りする帳票をご使用願います。

以上